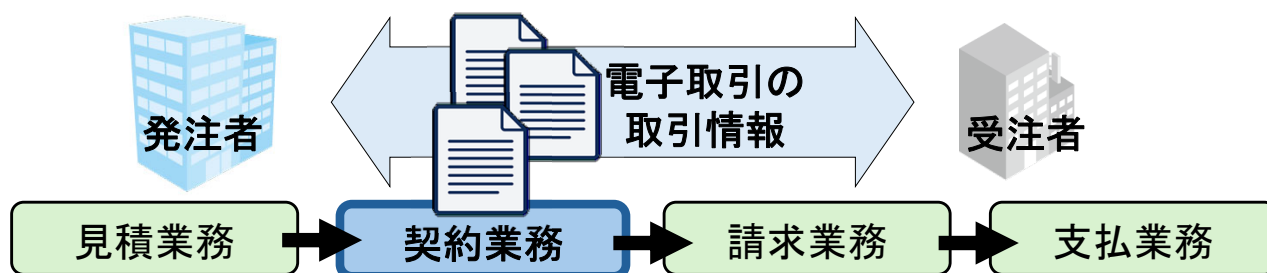


電子取引データの保存方法について 『電子帳簿保存法』と『建設業法』の規定の違いは？



【電子帳簿保存法における規定】

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)の保存が義務付けられています。

【電子帳簿保存法『電子取引』の保存要件】

- 可視性の確保 要件①: ディスプレイ・取扱説明書等を備付ける必要
要件②: 検索要件を充足する必要※¹
- 真実性の確保 要件③: 改ざん防止のための措置を取る必要※¹

ただし、取引内容が変更されていない限り、合理的な編集/方法※²によるものであれば許容される

※¹要件②③: CI-NETサービスを利用しない場合、各社において要件を満たす必要があります。
国税庁パンフレット: [https://www.nta.go.jp/law/joho-](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_01.pdf)

[zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_01.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_01.pdf)
※²合理的な編集/方法: 例えば、「税込」という情報を、相手方からコード「1」で受信し、自社にて「税込」に置き換える方法、XML形式のデータを一覧表としてエクセル形式に変換等。
詳細は、国税庁HP電子帳簿保存法一問一答(問36、37、38等)をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-5.pdf

建設工事請負契約における電子契約に関しては、建設業法では、運用が異なります。

**CI-NETサービス※³は
電子帳簿保存法・建設業法に対応
利用者による対応は不要**

※³ CI-NETサービス: CI-NETルールに従ったASP、アプリケーション等

【建設業法の電子契約の要件(建設業法施行規則第13条の4第2項)】

- 見読性の確保 要件①: 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 原本性の確保 要件②: ファイルに記録された契約事項等について、**全く改変されていないことを確認できる措置**
- 本人性の確保 要件③: 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置